

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年7月19日（平成28年（行情）諮問第469号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第777号）

事件名：特定地番の除染作業の日報等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定地番1の除染実施業者名，除染作業前の写真に係る作業内容（特定地番2との境界付近）及び除染作業の日報（作業開始日～現在まで）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年2月19日付け環東地福庶発第1602192号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，除染作業前の写真（特定地番2の写っている部分）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

除染作業前の写真（特定地番2の写っている部分）の開示を求める。また，作業員の会社とJVとの関係及び環境省との関係を示してもらいたい。個人情報がどのような経緯この会社に提供されているのか知りたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は，原処分の取消しを求めているので，その主張について検討する。

審査請求人は，原処分に対して，特定地番1の「除染作業前の写真（特定地番2の写っている部分）の開示を求める。作業員の会社とJVとの関係及び環境省との関係を示してもらいたい，個人情報がどのような経緯この会社に提供されているのか知りたい。」と主張する。

諮問庁が処分庁に確認したところ，処分庁の説明は次のとおりであった。

（1）特定地番1の「除染作業前の写真（特定地番2の写っている部分）の開示を求める。」との主張については，行政文書開示決定通知書に記載のとおり，特定地番1の除染作業前の写真は法5条1号に該当するため

不開示としたものであるが、当該不開示理由に対して反論するものとなっていない。

- (2)「作業員の会社とJ Vとの関係及び環境省との関係を示してもらいたい、個人情報がどのような経緯この会社に提供されているのか知りたい。」との主張については、審査請求の対象となる原処分とは無関係である。

2 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月8日 審議
- ④ 平成29年2月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号の不開示情報に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、除染作業前の写真（特定地番2の写っている部分）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定地番1を特定した上で、本件対象文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定地番1の建物、土地等（以下「土地等」という。）についての除染等の措置が実施された事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、特定地番1の土地等の所有者は、特定個人であることが認められた。

そうすると、本件存否情報は、特定個人が所有する特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが

できるものに該当する。

そこで、以下、本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について検討する。

ア 本件存否情報の法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

a 特定地域（除染特別地域）における除染等の措置等は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」28条に基づき策定された特別地域内除染実施計画において定められている。

b 環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においては、法令の定めによるものではないものの、運用において、上記aの除染等の計画や進捗状況等を公表しているところであるが、特定の土地等についての除染等の措置の具体的な実施状況については、個別に公表しておらず、公表する予定もない。実際、これらについて第三者から問合せがあっても、これに応じることはない。

また、そもそも、法律上、除染特別地域内の土地等であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえない（放射性物質汚染対処特措法30条2項、5項及び7項）。

c 以上によれば、本件存否情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと考える。

(イ) 当審査会において、上記（ア）bのウェブサイトの情報を確認したところ、特定の土地等についての除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表していない旨の諮問庁の上記（ア）の説明は首肯できる。

その上、そもそも、放射性物質汚染対処特措法上、除染特別地域内の土地等であっても、当然に除染等の措置が講じられるとはいえないのであるから、本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

イ 本件存否情報の法5条1号ただし書ロ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

a 除染特別地域内の地権者等であっても、様々な事情から除染等の措置の実施に応じない者もいるところであり、かつ、応じないとする理由にも首肯し得る部分もあるところ、特定の土地等につ

いての除染等の措置の実施に係る具体的な状況に係る情報を公にすると、これらの者が除染等の措置の実施に応じていない事実が明らかとなって、これらの者に他者から非難されるなどの深刻な不利益を与えかねない。

そのようなこともあり、環境省のウェブサイト（除染情報サイト）においても、除染等の措置の実施状況については概括的な形で公表するにとどめているところである。

- b もちろん、除染等の措置の実施状況に対する一般の関心は高いものではあるが、除染等の措置を実施してもなお放射線量が高いこともあれば、除染等の措置を実施しなくとも放射線量が高くないこともあり得るのであるから、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に関する情報の方が重要であると思われる。

特定地域内の放射線量に関しては、まず、特定地域内に高さ1メートルの空間放射線量を10分おきに計測するモニタリングポストが多数設置されており、その測定結果については、特定地方公共団体のウェブサイト等において公表している（なお、特定地域の住民には、当該測定結果を確認し得るタブレット端末が配布されている。）。そして、環境省と福島県が共同で運営する「除染情報プラザ」や特定地方公共団体が、依頼に応じて個別の土地等における放射線量の測定を無償で実施しているほか、特定地方公共団体においては、長期宿泊者を対象に、放射線量を測定する個人線量計の貸出しを行っているところである。これらの施策については、環境省において今後も引き続き継続する予定であり、また、福島県庁及び特定地方公共団体に確認したところ、やはり、今後も引き続き継続する予定であるとのことであった。

このような事情を踏まえると、個別の土地等についての除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることの必要性は高いとはいえない。

- c 以上によれば、本件存否情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは認められないと考える。
- (イ) 当審査会において、上記（ア）a及びbのウェブサイトの情報及び諮問庁から提出を受けた上記（ア）bの放射線量の測定に関する各資料を確認したところ、その内容は、諮問庁が上記（ア）a及び

bで説明するとおりであると認められる。

(ウ) そこで検討すると、除染特別地域内の地権者等であっても、正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得ると考えられるから、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、これらの者に対して、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない旨の諮問庁の上記(ア) aの説明は首肯できる。

また、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であるとの諮問庁の上記(ア) bの説明は首肯できる上、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在すると認められる。

以上によれば、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとは認められないとする諮問庁の上記(ア)の説明は否定し難い。

したがって、本件存否情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

ウ 以上のことから、本件存否情報については、上記ア及びイのとおり、法5条1号ただし書イ及びロに該当するとは認められず、また、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるところ、処分庁は、一部開示決定(原処分)を行うことにより、本件存否情報を既に明らかにしている。このような場合においては、原処分を取り消して改めて同条の規定を適用する意義は乏しいことから、本件対象文書の一部を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、「作業員の会社とJVとの関係及び環境省との関係を示してもらいたい」とか、「個人情報かどのような経緯この会社に提供されているのか知りたい」などと主張しているが、これらの主張は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子